2017 年 8 月 28 日

選挙市民審議会 第一部門会議

外国人参政権について

濱野道雄（西南学院大学）

第一部門のテーマ「自由な選挙運動・政治参加のハードルを下げる」に含まれる「マイノリティに公平なチャンスを」

「公開討論会の自由化」、「被選挙権年齢引き下げ」、「外国人参政権」

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会「《外国人住民基本法（案）》逐条解説●2017 年版●」、事務局 城倉啓氏作成「外国人の選挙権保障」参照

１．選挙権

１）現公選法の課題

第９条（選挙権）１項の国政選挙、２項の地方選挙の双方に外国人への言及なし

最高裁は外国籍住民の地方参政権を要請も禁止もしておらず、立法によって行えばよいと判決（1995 年）

（憲法　第 93 条 2 項　地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

←　「住民」は「国民」）

それ以降、法案提出されるが現在まで成立せず

「違憲判断もないのに政治的な反対だけで実現が阻まれている日本の特殊性は際立っている」（樋口直人『日本型排外主義』名古屋大学出版会、2014）

納税等の義務を負うが、選挙権は無いという人権課題

国籍を持たないが市民権を持つデニズン権利論（トーマス・ハンマー：15～20 年以上の定住者）

２）現状

3 か月を超えて日本に滞在する外国籍人口　2,382,822 人

内 3 年以上、生活基盤を日本に持つ定住者　140 万人以上

内、特別永住者　338,950 人　（2016 年 12 月 1 日 法務省）

今後も定住者は増加予測

国際比較：近藤敦『Q&A 外国人参政権問題の基礎知識』（明石書店、2001）参照

アメリカでも地方自治体によっては認めている

３）新提案

事務局 城倉啓氏作成「外国人の選挙権保障」参照

「地方政治への選挙権を 3 年以上の定住者は有する」「国政政治の選挙権を特別永住者は有する」の方向

特別永住者の国政政治への選挙権

　　戦争責任として

　　ニュージーランドやオーストラリア等における「イギリス臣民」参照

ニュージランド（1 年）やチリ（5 年）に類して、3 年以上の定住者には国政選挙までも可能とするか

２．被選挙権

１）現公選法の課題

第１０条（被選挙権）外国籍住民への言及なし

２）状況

上記「選挙権」参照

憲法 第 15 条１項　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

←　「国民」に関するものだが、広義の住民にとっても被選挙権と選挙権は表裏一体

「被選挙権年齢引き下げ」発題参照

３）新提案

事務局 城倉啓氏作成「外国人の選挙権保障」参照

被選挙権と選挙権は表裏一体であることを極力実現すべく、「地方政治への被選挙権を 3 年以上の定住者は有する」「国政政治の被選挙権を特別永住者は有する」の方向

特別永住者の国政政治への被選挙権

　　戦争責任として

　　ニュージーランドやオーストラリア等における「イギリス臣民」参照